

# 女性と平和・安全保障をめぐる

——国連安全保障理事会決議一三二五号の意義と課題——

三 輪 敦 子

## 論要旨

二〇〇〇年一〇月に採択された国連安全保障理事会決議一三二五号は、武力紛争下における女性と少女に対する性的暴力や、紛争予防から平和構築に至るプロセスでの女性の排除を課題として取り上げた初めての安保理決議として、ジェンダー関連の国際機関やNGOから、その実施に大きな期待が寄せられた。しかし、決議後一〇年間の成果についての評価は芳しいものではない。合意はできたが実質的な成果につながない状況は、国連における「ジェンダー主流化」の現状を映し出しているともいえる。

決議が誠実に実施され、「寛容と不処罰の歴史」に終止符が打たれ、平和と安全保障の再定義に結びつくためには、調整がとれた枠組の下で国連機関や加盟国が一貫性をもった活動をおこなうこと、女性やジェンダーの課題を議題として取り上げ適切な行動をとるためのメカニズムが安保理内で確立されることをはじめとして、克服するべき多くの課題が存在する。

## 一 はじめに

国連安全保障理事会は、二〇〇〇年一〇月、決議一三二五号を全会一致で採択した。武力紛争が女性と少女に「過度で特別 (disproportionate and unique)」な影響を及ぼしているにもかかわらず、女性と少女が紛争予防、紛争解決、平和構築、平和維持の各プロセスから一貫して排除されていることを取り上げた同決議は、武力紛争における女性の課題に焦点を絞った初めての安保理決議であり、ジェンダーの課題に取り組む国連機関やNGOから、画期的な決議として期待をもって迎えられた。決議採択後、一〇年が経過するが、同決議は、武力紛争に関連する女性

と少女の課題の解決に具体的な貢献をしてきたのだろうか。

本稿では、まず、一三二五号決議の概要を説明し、決議の採択に結びついた背景と要因について概観する。続いて、決議後一〇年間の進展を検証するが、そのなかでは、まず、一三二五号決議後に、同決議を補完する形で安保理が採択した三決議（一八二〇号、一八八八号、一八八九号）について説明をおこなう。そして、決議一〇周年を迎えた二〇一〇年に、決議後一〇年間の成果を評価すると同時に、今後の一〇年に向けた提言をおこなった国連事務総長報告「女性と平和・安全保障」(Women and peace and security: Report of the Secretary-General, S/2010/498) や、同年に国連人口基金が発行した世界人口白書二〇一〇「紛争・危機からの再生―女性はいま」<sup>(5)</sup>を手がかりにして、決議がもたらした変化と課題を検討したい。加えて、今後一〇年間の決議の実施にとって重要な羅針盤になると考えられている「安保理決議一三二五号の実施モニタリングのための総合的指標」を紹介することとする。最後に、それらを踏まえ、決議後一〇年の時点における一三二五号決議の意義と課題について検討をおこないたい。

## 二 安全保障理事会決議一三二五号について

二〇〇〇年一〇月三十一日に、安全保障理事会第四二二三会合において、全会一致で採択された一三二五号決議 (S/RES/1325) は、一〇のパラグラフから成る前文と、一八のパラグラフから成る本文で構成されている。以下、安保理決議一三二五号の概要を説明したい。

### 前文

・一九九九年八月二十五日の決議一二六一号（子どもと武力紛争）<sup>(3)</sup>、一九九九年九月一七日の決議一二六五号（武力紛争下における民間人の保護）<sup>(4)</sup>、二〇〇〇年四月一九日の決議一二九六号（武力紛争下における民間人の保護）<sup>(5)</sup>、二〇〇〇年八月一日の決議一三一四号（子どもと武力紛争）<sup>(6)</sup>や、二〇〇〇年三月八日の国際女性デーに安保理議長が発表した声明 (SG/SM/16) <sup>(7)</sup>を想起し、

・北京宣言と北京行動綱領 (A/52/231) と国連特別総会「女性二〇〇〇―二一世紀のジェンダー平等・開発・平和」で採択された成果文書 (A/S-23/10/Rev.1) <sup>(8)</sup>における女性と武力紛争に関連した公約を想起し、<sup>(9)</sup>

- ・ 国連憲章の目的と原則、国際の平和および安全保障の維持に果たす安保理の責任に留意し、
- ・ 民間人、なかでも女性と子どもが、武力紛争の被害者の大部分を占めており、これまで以上に戦闘員や武装勢力の標的になっていることに懸念を表明し、このことが恒久的な平和と和解に及ぼす影響を認識し、
- ・ 紛争の予防と解決、平和構築に女性が果たす重要な役割を再確認し、平和と安全保障の維持と推進に向けたあらゆる努力に女性が平等に参加することの重要性と、紛争の防止と解決に関する意思決定における女性の役割を強調し、
- ・ 国際人道法および国際人権法を完全に実施する必要性を再確認し、
- ・ 地雷撤去および地雷に関する啓発プログラムに、女性と少女の特別なニーズについての考慮を入れる必要性を強調し、
- ・ 平和維持活動にジェンダー視点を主流化する緊急の必要性を認識し、この点で、「多面的平和支援活動におけるジェンダー視点の主流化についてのウィントフーク宣言とナミビア行動計画」(Windhoek Declaration and the Namibia Plan of Action on Mainstreaming a Gender Perspective in Multidimensional Peace Support Operations) (S/2000/693) <sup>(1)</sup> に留意し、
- ・ 紛争下における女性と少女の保護、特別なニーズ、人権に関する研修を、すべての平和維持活動に従事する職員に実施するよう提言した
- 二〇〇〇年三月八日の安保理議長声明の重要性を認識し、
- ・ 武力紛争が女性と少女に及ぼす影響の理解と、彼女たちを保護するための効果的な制度的調整と和平プロセスへの十分な参加が、国際の平和および安全保障の維持と推進に大きく貢献することを認識し、
- ・ 武力紛争が女性と少女に与える影響に関するデータを集めることの必要性に留意し、

本文

一・ 国連加盟国に対し、紛争の予防・管理・解決のための国家・地域・国際的制度とメカニズムの全ての意思決定レベルに、より多くの女性が参加することを保障するよう求める。

二・ 事務総長に対し、紛争解決と平和プロセスにおける意思決定への女性の参加を増やすよう求める事務総長の戦略的行動計画 (A/49/587)

を実施するよう奨励する。

三、事務総長に対し、事務総長特別代表や特使として仲介にあたる地位に女性を任命するよう求め、この点で、加盟国に対し、候補者を事務総長に伝えるよう要請する。

四、事務総長に対し、国連のフィールド活動、とりわけ軍事監視要員 (military observers)、文民警察、人権・人道スタッフの活動における女性の役割と貢献を拡大するよう努めるよう求める。

五、安保理が、平和維持活動にジェンダー視点を入れる準備があることを表明し、事務総長に対し、適切な場合にはフィールドでの活動にジェンダー担当部門 (Component) を設けるよう求める。

六、事務総長に対し、加盟国に、女性の保護・権利・特別なニーズ、そして、全ての平和維持及び平和構築の取り組みに女性が関わることの重要性に関する研修ガイドラインと研修教材を提供するよう要求し、加盟国に対し、軍隊及び文民警察官の派遣に先立つ研修には、H I V / エイズと並び、これらの項目を含むよう勧め、さらに、事務総長に対して、平和維持活動に従事する文民スタッフが、同様の研修を受けることを要求する。

七、加盟国に対し、国連女性開発基金 (現 UN Women、筆者注)、国連児童基金 (以下、ユニセフ)、国連難民高等弁務官事務所 (以下、UNHCR) 等が実施するジェンダー研修への拠出金や支援を増やすよう求める。

八、全ての関係者に対し、和平協定の交渉と締結に際して、ジェンダー視点を導入するよう要請する。なかでも以下の三点につき。

(a) 帰還、再定住、復興、再統合、紛争後の再建の際の女性と少女の特別なニーズ

(b) 地域の女性による平和のための活動や、地域固有の紛争解決プロセスを支援する取り組み、および和平協定のあらゆる実施メカニズムに女性が参加するための取り組み

(c) 女性と少女の人権を保護し尊重するための方策、なかでも憲法、選挙システム、警察、司法に関連する取り組み

九. 全ての武力紛争の当事者に対し、女性と少女、なかでも非戦闘員の女性と少女の権利と保護に関係する国際法を十分に尊重することを要請する。特に以下の条約に記されている義務、すなわち一九四九年のジュネーブ条約と一九七七年の追加議定書、難民条約（一九五一年）と議定書（一九六七年）、女性差別撤廃条約（一九七九年）と選択議定書（一九九九年）、子どもの権利条約（一九八九年）と二つの選択議定書（二〇〇〇年）。さらに、国際刑事裁判所ローマ規程の關係する規定に留意することを要請する。

一〇. 全ての武力紛争の当事者に対し、ジェンダーに基づく暴力から女性と少女を保護するための特別な方策をとるよう要請する。とりわけレイプや他の形態の性的虐待及び武力紛争下における他のあらゆる形態の暴力について。

一一. 女性と少女に対する性的あるいは他の暴力を含むジェノサイド、人道に対する罪（*crimes against humanity*）、戦争犯罪への不処罰に終止符を打ち、責任者を処罰することに関して、加盟国の責任を強調する。

一二. 全ての武力紛争の当事者に対し、難民キャンプや避難場所の非戦闘員のならびに人道的性格を尊重し、女性と少女の特別なニーズを考慮するよう要請する。

一三. 武装解除・動員解除・社会再統合の計画に携わる全ての関係者に対し、元戦闘員の女性と男性の異なるニーズに配慮し、彼女／彼らの扶養家族のニーズを考慮するよう奨励する。

一四. 国連憲章四一条に基づいた行動がとられる際には常に、安保理が、適切な人道的例外 (appropriate humanitarian exemptions) を考える目的で、女性と少女の特別なニーズに留意し、非戦闘員に及ぼすかもしれない影響を考慮する用意があることを再確認する。

一五. 安保理派遣団が、ジェンダーへの配慮と女性の権利に留意するよう保障する意思があることを表明する。

一六. 事務総長に対し、武力紛争が女性と少女に及ぼす影響、平和構築における女性の役割、和平プロセスと紛争解決において必要となるジェンダー配慮について調査を実施するよう提言し、さらに、調査の結果を報告書にまとめて安保理に提出するとともに国連の全加盟国に提供することを提言する。

一七. 事務総長に対し、安保理への報告に、適切と考えられる場合には、平和維持派遣団の活動におけるジェンダー主流化の進展と、女性と少女に関する他のあらゆる側面に関する進展についての報告を入れるよう要求する。

一八. 引き続きこの問題に積極的に関与していくことを決定する。

このなかで、求める (urge)、要請する (call on または call upon) あるいは要求する (request) という、比較的強い文言で実施を求めている項目について、実施の主体別に整理すると、加盟国についてはパラグラフ一 (あらゆる意思決定レベルへの女性の参加) とパラグラフ七 (国連機関が実施するジェンダー研修への拠出金の増額と支援の強化)、事務総長についてはパラグラフ三 (事務総長特別代表や特使への女性の任命)、パラグラフ四 (フィールドにおける女性の役割の拡大)、パラグラフ五 (平和維持活動におけるジェンダー担当部署の設置)、パラグラフ六 (加盟国へのジェンダー研修ガイドラインおよび教材の提供と、平和維持活動に従事する文民スタッフへの研修実施)、パラグラフ一七 (平和維持活動におけるジェンダー主流化の進展についての安保理への報告)、紛争当事者についてはパラグラフ九 (国際法の遵守)、パラグラフ一〇 (ジェンダーに基づく暴力からの保護)、パラグラフ二一 (難民キャンプや避難場所における女性と少女のニーズへの配慮) であり、あらゆる関係者に

についてはパラグラフ八（和平協定の交渉と締結におけるジェンダー配慮）が相当する。

### 三 一三二五号決議を生んだ背景と要因

安保理決議一三二五号の採択は、ジェンダーの分野で活動してきた人々や女性団体の多くから、「歴史的イベント」として評価され、歓迎と期待をもって迎えられた。決議は、NGO、決議を支持する加盟国、ジェンダー関連の国連機関、すなわちジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（Office of the Special Adviser on Gender Issues and Advancement of Women、以下、OSAGI）、国連女性開発基金（United Nations Development Fund for Women、以下、ユニフェム）、国連女性の地位向上部（Division for the Advancement of Women、以下、DAW）<sup>12</sup>等による安保理へのロビイングの成果であり、国連におけるジェンダー平等に対する熱意の高まりを象徴的に表すものとして大きな期待が寄せられた。女性NGOにとっても、安保理という、それまでロビイングの対象としてこなかった組織に対して熱心に働きかけをおこない、そしてそれが成功したことが大きな成果であった。NGOは、この課題が、総会ではなく決議に拘束力がある安保理で取り上げられることが重要と考えたのである。<sup>14</sup>

武力紛争が問題になる場合、まず焦点が当たるのは紛争当事国（当事者）であり、双方の戦闘員の状況であるにせよ、これまでも女性の被害が知られていなかったわけではない。日中戦争やベトナム戦争における女性への性的暴力、なかでも太平洋戦争下で日本軍が組織的に関与した従軍慰安婦の存在は広く知られてきたところである。だが、そうした問題は、少なくとも平和・安全保障に関する議論のなかでは、対応が必要なこととは考えられていなかった。こうした状況が変化し、武力紛争が女性に与える影響についての理解が高まり、対応が必要な課題として認識されるようになった最大の要因は、「女性に対する暴力」についての認識の拡がりであろう。女性に対する暴力も、武力紛争下で女性が被る被害や影響と同じく、以前から存在していたが課題として認識されていなかった問題である。家庭内暴力は、あくまでも私人間で起こるもめ事の一つであり、暴力としての被害の公的な認定、そして責任者の処罰が必要だとは考えられていなかった。武力紛争下における女性の被害についても、戦争に付随する事態ではあるが、積極的な関与や介入が必要であるとは考えられていなかったのである。

紛争において、男性は、紛争に組織的に関与させられていくことになる場合が多いが、一方、女性は、世帯や地域から男性がいなくなった状

況のなかで、家族の生計を確保するために従来とは異なる役割を担い、これまで以上に重い家庭責任を負うことが多い。日々の安全を確保することが難しくなれば、家族と共に危険を逃れて難民キャンプや避難場所に移動することになる。また、難民キャンプに移動するにせよ、これまでの居住地で生活するにせよ、紛争中、紛争後を通じ、女性や少女は性的暴力の対象とされる。少年も、兵士として徴兵され、武力紛争に参加することを余儀なくされるなど深刻な影響を受ける場合があるが、少女については、紛争当事者に誘拐されるなどの形で家族から引き離され、武装勢力の身の回りの世話をさせられたり、性的な労働に従事させられる場合も多いことが報告されている。

女性と少女は、このような形で、武力紛争下において、男性とは異なる形で甚大な影響を受けるが、和平ならびに紛争後の平和構築と復興の過程に参加することはまれで、紛争後の資源配分においては不平等な扱いを受けてきた。そして、武力紛争の過程における女性や少女に対する性的暴力に関しては、ほとんど調査も処罰もおこなわれてはこなかった。武力紛争や安全保障は「男性の世界」であり、そこでの女性や少女への被害は、「避けられないもの」「どうしようもないもの」と認識されており、そのために実態もまた明らかではなかったのである。<sup>15)</sup>

このような状況に変化が現れ始めたのは一九八〇年代のことである。女性に対する暴力への関心と並行して、紛争が女性に与える影響に対して徐々に目が向けられるようになり、女性の生命や安全に対する脅威を伴う重大な人権侵害として武力紛争下における性的暴力が認識されるようになった。そうした状況を反映し、「国連女性の一〇年」の最終年である一九八五年に開催された第三回世界女性会議において採択されたナイロビ将来戦略では、「武力紛争の影響を受けている地域の女性」「難民女性と子ども」について四パラグラフが割かれている。UNHCRは、一九八五年に「難民女性に関する円卓会議」を開催し、執行理事会が、難民女性の課題を取り上げた決議を初めて採択した。<sup>16)</sup> そうした認識は、「難民の八〇%は女性と子どもである」というUNHCRのメッセージへと結びつき、武力紛争や内戦の影響を受け、支援を要する状況に置かれる人々のなかに女性や子どもが占める割合の高さと、女性への特別な支援の必要性がアピールされることとなった。

一九九〇年代に入ると、ユニフェム等の国連機関が、カンボジアの平和構築・復興プロセスへの女性の参加支援をはじめとして、内戦からの和平や復興プロセスにおけるジェンダー配慮に焦点を絞った取り組みを展開するようになっていった。そして、そのような変化を大きく加速させることになったのが、一九九〇年代初頭に発生した、武力紛争下における大規模な女性への性的暴力である。一つは、旧ユーゴにおける内戦が激化する過程で、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける紛争において、民族浄化の名の下に組織的におこなわれた女性に対する集団レイプであり、もう一つは、ルワンダにおけるツツ族とフツ族との紛争の際に発生した女性に対する集団レイプである。とりわけ前者は、発生と同時に広くメディ



アでの報道がおこなわれたために、世界に大きな衝撃を与えることになった。一九九二年の安保理決議七九八号 (S/RES/798) は、その前文で、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける「特にムスリム女性に対する大量で組織的な拘束とレイプ」に、愕然 (appalled) と、という言葉で言及した。安保理が、旧ユーゴにおける国際人道法違反を調査する目的で設立した専門家委員会は、その中間報告のなかで、調査の最重要事項の一つとして組織的な性的暴行を挙げている。<sup>17)</sup>

これらの事件は、一九九三年にウィーンで開催された第二回世界人権会議の直前の時期であったこともあって、「女性の権利は人権である」という会議の重要スローガンに反映されることになり、一九九三年二月二〇日に国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」(A/RES/48/104) にも影響を与えた。さらに、女性団体の活発なロビイングと、いくつかの政府の積極的な関与が功を奏し、国際刑事裁判所は、レイプ、性的奴隷、強制的妊娠、強制的不妊処置や他の性的暴力を、戦争犯罪であり、重大なジュネーブ条約違反と定義した。<sup>18)</sup> また、一九九二年に設置された旧ユーゴ国際戦犯法廷、一九九四年に設置されたルワンダ国際戦犯法廷においては、女性へのレイプが人道に対する罪 (crimes against humanity) と規定されることになった。<sup>19)</sup> そして、一九九四年に「女性に対する暴力に関する特別報告者 (Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences)」<sup>20)</sup>、一九九七年に「武力紛争下における組織的レイプ、性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する特別報告者 (Special Rapporteur on systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflict)」<sup>21)</sup> の二人が任命され、暴力からのサバイバーを含めた当事者の証言を含め、武力紛争下における性的暴力の実態と求められる対応についての知見が徐々に蓄積されることとなった。<sup>22)</sup> こうした背景を受けて、一九九五年に北京で開催された第四回世界女性会議では、前述のとおり、成果文書である北京行動綱領の一二の重大問題領域の一つとして「女性と武力紛争」が含まれることになり、また、一九九九年には、国連コンゴ暫定行政ミッション (United Nations Interim Administration Mission in Kosovo: UNMIK) と国連東チモール暫定行政機構 (United Nations Transitional Administration in East Timor: UNTAET) の二つの平和維持派遣団にジェンダー・ユニットが設置されることになった。<sup>23)</sup>

このように、武力紛争がもたらす女性への影響とそれへの対応の重要性についての認識は、一九九〇年代を通じて徐々に定着してきていたが、一三二五号決議は、そうした認識を安保理として公式に確認すると同時に、さらに取り組みを強化することの必要性和重要性を確認したという点で重要な意味をもつ決議であった。

#### 四 決議がもたらした変化―成果と課題

##### 四―一 一三二五号に続く三決議

二〇〇一年一〇月の決議採択後、その実施に向けて努力が続けられてきたが、同時に一三二五号決議だけではカバーできない分野や課題があることも認識されるようになってきた。そうした状況をうけ、安保理は、一三二五号決議に続き、三つの決議、すなわち、一八二〇号決議（二〇〇八年）、一八八八号決議（二〇〇九年）、一八八九号決議（二〇〇九年）を採択した。これらの三決議は、一三二五号の実施を補完する役割を果たしており、国連文書では、一三二五号決議が「母なる決議（mother resolution）」として紹介されることもある。三決議の簡単な概要は以下の通りである。

##### 一八二〇号決議 (S/RES/1820、二〇〇八年六月一九日採択)

戦争の戦術として民間人を標的としておこなわれる性的暴力が、武力紛争を激化させるとともに国際平和の回復の妨げとなることを強調し、武力紛争のすべての当事者に対し、民間人に対する性的暴力を即時、完全に停止することを求めている。そして、武力紛争のすべての当事者に対し、女性と子どもを含む全ての民間人をあらゆる形態の性的暴力から保護するよう求めている。さらに、レイプや他の形態の性的暴力が人道に対する罪であり戦争犯罪であることに留意し、加盟国に対し、性的暴力の加害者を訴追する義務を果たすよう要請している。

同決議は、武力紛争下の女性に対する暴力、なかでも性的暴力に焦点を絞った初めての安保理決議である。

##### 一八八八号決議 (S/RES/1888、二〇〇九年九月三〇日採択)

一八二〇号決議に引き続き、紛争下における性的暴力への対応に焦点を絞った決議であり、背景には、女性と子どもに対する性的暴力が繰り返し非難の対象になり、その停止を求めているにもかかわらず、性的暴力が繰り返し発生しており、また、場合によっては組織的に広い範囲でおこなわれている状況への深い懸念がある。

決議は、事務総長に対し、武力紛争下の性的暴力に取り組みするための特別代表を任命することを要求し、全ての紛争当事者に対して、紛争下の性的暴力が徹底的に捜査され加害者が訴追されるよう求めている。また、事務総長に対し、武力紛争下の性的暴力が懸念される場所に専門家チームを派遣し、紛争下の性的暴力が司法の場で裁かれるよう取り組むことを要請している。そして、国連の平和維持活動の任務のなかに、レイプや他の性的暴力からの女性と子どもの保護を含めることを決定し、紛争解決と平和構築における調停と意思決定プロセスに参加する女性を増やすための手段を講ずることを事務総長、加盟国、地域機関の長に求め、国連が支援する全ての和平交渉の議題に性的暴力の問題が含まれるよう求めている。

一八八九号決議 (S/RES/1889、二〇〇九年一〇月五日採択)

一三二五号、一八二〇号、一八八八号を補完すると同時に、特に紛争後の状況に焦点を絞った決議となっている。武力紛争の解決にあたり、女性が被害者としてのみ扱われ、重要な貢献をおこなう主体とは認識されていないことに留意し、和平のあらゆる過程で女性の参加を促進するためにさらなる手段を講ずるよう、加盟国と国際および地域機関に求め、事務総長特別代表あるいは特使への女性の任命を増やすよう事務総長に要請している。また、紛争後の平和構築と復興プロセスにおけるジェンダー主流化をすすめるよう加盟国に求め、紛争後のニーズ評価と立案において女性のエンパワメントへの配慮がおこなわれ、具体的な活動に対して予算が配分されるよう求めている。

そして、一八八八号決議で任命が要求された「性的暴力と武力紛争に関する事務総長特別代表」が、「子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表」と協力・調整することを要求し、一三二五号決議の実施状況を世界規模で評価することを可能にする実施モニタリング指標を策定し、六ヶ月以内に提出するよう事務総長に要求している。また一二ヶ月以内に、紛争後の状況下での女性と少女の特別なニーズや、紛争解決や平和構築における女性の参加を阻む要因についての分析を含む報告を安保理に提出するよう事務総長に要求している。

後述するように、一八八九号決議に基づき策定された一三二五号決議の実施モニタリング指標では、各評価指標について、一三二五号、一八二〇号、一八八八号、一八八九号決議それぞれの関連パラグラフが示されている。一三二五号決議を規範的枠組みとし、一三二五号決議のみでは不十分な分野や取り組みを、他の三決議が補完する機能を果たしていると考えられることができる。

#### 四―二 決議後十年間の成果と課題―事務総長報告を手がかりに

こうして、二〇〇〇年からの一〇年間に、安保理は女性と平和・安全保障に焦点を絞った四つの決議を採択し、武力紛争の予防から平和構築・復興のあらゆるプロセスに女性と少女の課題とニーズを反映し、紛争下における女性への性的暴力を根絶すると同時に、女性が紛争予防から復興後の再建プロセスを通じて重要な主体として関わることを支援しようとしてきた。それでは、一三二五号決議採択以降、一〇年間の成果はどのようなもののだろうか。

二〇一〇年九月、国連事務総長は、決議採択後の一〇年間で評価する報告書「女性と平和・安全保障」をまとめた。背景、決議実施における進展、決議関連の情報分析プロセス、国連全システム行動計画（United Nations System-wide Action Plan）、実施モニタリング指標、結論・提言の六章から構成される報告書は、その冒頭で、一三二五号決議の実施に関し、「めざましい成果が達成されたと判断することは難しい」との厳しい評価を下している（S/2010/498, para.3）。

一三二五号決議の実施にあたり、早い段階から課題として指摘されていたのは、決議の実施に責任をもつ国連機関、加盟国等の活動を調整することにより必要な活動を適切なタイミングで実施し、そのことによって一貫性と十分な効果を発揮する必要性であった。こうした状況を踏まえ、安保理は、二〇〇四年一月に出した議長声明のなかで、国連全システム行動計画の策定を事務総長に要請し、これを受けてOSAGIが調整機関となり、「女性と平和・安全保障に関する関係機関タスク・フォース」での協議を通じ、三四の国連機関による活動を行動計画として提示した（*ibid.*, para.8）。

しかし、報告書は、策定された二〇〇五―二〇〇七行動計画について、ほとんど想定された効果を上げることができなかったとの評価を下している。どのような活動がおこなわれているかのリストを示すことには効果があったが、調整能力の向上を通じた戦略的な立案や結果の把握には結びつかなかった（*ibid.*, para.32）。こうした欠点は、引き続き策定された二〇〇八―二〇〇九行動計画でも克服はされていない。

このように、決議が十分な成果を上げてきたとは言いがたいのが現状であるが、個々の活動については進展もみられる。国連全システム行動計画における五分野、すなわち、予防、参加、保護、救援・復興、規範の各分野における成果と課題を概観してみたい。

## 四―二― 各分野における成果と課題

予防の分野で最も重要とされるのは、性あるいはジェンダーに基づく暴力の防止である。最も力が注がれた活動には女性警察官の増員やジェンダー研修の実施があり、性的暴力に対応するための無料電話ホットラインの開設や、オートバイの供与等による通信・移動手段の整備もこなわれてきた。二〇〇七年には、「今すぐにレイプを根絶 (Stop Rape Now)」とのスローガンの下、紛争下の性的暴力を根絶するための努力を調整し、プログラム機能を強化することを目的として、一三の国連機関の活動を統合するネットワーク、「紛争下の性的暴力に対する国連行動 (United Nations Action Against Sexual Violence in Conflict: UN Action)」が設立された (*ibid.*, para.39)。アフガニスタン、ハイチ、リベリア、ルワンダ、東チモール、ウガンダの六カ国では、ユニフェムが、女性グループの参加を得て、警察、司法、伝統的リーダーに働きかけ、性的暴力の捜査率を改善し訴追がきちんとおこなわれるための支援をおこなった。ユニフェムはさらに、「紛争下の性的暴力に対する国連行動 (UN Action)」と協力して、平和維持軍による性的暴力防止戦略の成功例を集めた冊子「紛争に関連する性的暴力に対応する―平和維持活動における実践例の分析」を発行した。この冊子の内容は、性的暴力防止のためのジェンダー研修マニュアルとして活用されることになっている (*ibid.*, para.38)。

参加の分野で強調されているのは、あらゆる意思決定への女性の参加であり、そのために多くの機関がおこなっているのは女性の能力育成である。ユニフェムや国連政治局は、調停者として和平プロセスに参加する女性の増加に取り組んできており、女性を和平交渉のための国際会議に派遣団の一員として参加させることも支援してきた。また、平和維持局により、平和への移行期における女性の参加を効果的に促進するためのガイドラインが策定されている。

平和維持活動における事務総長特別代表や特使への女性の任命は、安保理が一貫して要請してきたことであるが、二〇〇九年二月時点で、国連中央アフリカ共和国統合平和構築事務所 (United Nations Integrated Peacebuilding Office in the Central African Republic: BINUCA)、<sup>15)</sup> 国連リベリア・ミッション (United Nations Mission in Liberia: UNMIL)、<sup>16)</sup> 国連ネパール支援団 (United Nations Mission in Nepal: UNMIN) の三つの平和維持派遣団の特別代表を女性が務め、八つの平和維持派遣団と特別政治派遣団の特別副代表が女性であった。加えて、特使として三名、事務総長特別代表として五名の女性が任務についていた (*ibid.*, para.90)。

二〇一〇年に、事務総長は、国連警察のトップとして国連警察顧問 (United Nations Police Adviser) に女性を抜擢するとともに、<sup>17)</sup> 二〇一四年

までに女性の国連警察官の割合を二〇%に増やすという目標を表明したが、報告書がまとめられた時点で、約一三、〇〇〇人の国連警察官のうち女性は八%強であった。平和維持軍に占める女性の割合は三・二%であり、国連の平和維持活動に参加する専門職レベルの国際職員二、九三九人のうち、二九・五%が女性であった。そのうち、重要な意思決定に関与するD1以上のランクの女性職員は一五・八%であった。二〇〇〇年にジェンダー・アドバイザーとして平和維持活動に派遣されていたのは二名だけであったが、二〇〇九年には三四の平和維持派遣団および特別政治派遣団のうち、一三の派遣団に対してジェンダー・アドバイザーが派遣されていた (*ibid.*, paras.91&92)。

保護は、第一義的には性的暴力からの保護であり、この分野では、ユニセフ、国連人口基金、UNHCR、ユニフェム等が活発に活動をおこなってきた。ユニセフは、武装勢力と共に行動している少年少女の解放、少年少女の家族との再統合、性的暴力が原因で妊娠した少女と産まれてきた子どものニーズに関する調査をおこない、UNHCRは、女性の身体的保護や心理的社会的支援、そして司法へのアクセスをプログラムに組み込んできた。国連人口基金は、レイプ被害者への臨床ケアに取り組んでおり、またユニフェムは、レイプ被害者を総合的に支援するためのセンターをルワンダとアフガニスタンに設立した。国連人口基金とユニフェムは、レイプ被害の捜査を支援するためのセンター設置にも共同で取り組んでいる。またUNHCRは、避難民女性に対してより良い保護を提供するための研修を職員に実施し、ユニセフは、ジェンダーに基づく暴力のサイバーを支援している様々な関係者に対する研修パッケージ「サイバーに手を差しのべる (Caring for Survivors)」を開発した。国連人口基金、UNHCR、国際救援委員会 (International Rescue Committee) は共同で、「ジェンダーに基づく暴力情報管理システム」を開発したが、これは現在、フィールドにおけるデータに基づいた計画策定の促進および調整の向上に活用する方向で検討が進められている (*ibid.*, para.52)。

救援・復興に関しては、「紛争後の雇用創出・所得創出・再統合に関する国連政策」に含まれる女性失業者の課題への対応が重要な焦点の一つとなっている。たとえば、国連パレスチナ難民救済事業機関 (United Nations Relief and Works Agency: UNRWA) が、ヨルダン川西岸とガザ地区で実施している雇用創出プログラムでは、目標値である三五%を超えて、プログラムで雇われた雇用者の四割を女性が占めた。国際労働機関 (ILO) は、二〇〇九年に国連開発計画や他の国連機関と協力し、「紛争後の雇用創出・所得創出・再統合」と題する政策ペーパーを作成したが、そのなかで、ジェンダー平等を救援・復興プログラムの課題の一つと位置づけた (*ibid.*, para.55)。ユニフェムは、ルワンダ国際戦犯法廷と、リベリア、シエラレオネ、ソロモン諸島各国における真実委員会 (truth commission) に対し、ジェンダー分析や女性の声を反映させる仕

組みをつくるよう働きかけてきた (*ibid.*, para.58)。

規範の分野で重要な役割を果たすのが、各加盟国による一三二五号決議実施のための国内行動計画 (National Action Plan) の策定である。国内行動計画は、決議採択後の討議のなかで、安保理議長が加盟国や関係機関に策定を要請したもので、決議の各項目の実施に責任を有する主体と、実施のためのメカニズムを明らかにするという点で重要な働きをもつ。ユニフェムは、ブルンジ、グルジア、シエラレオネ、ウガンダ等における国内行動計画の策定を支援し、二〇〇九年にはOSAGIや国連女性調査訓練研修所 (以下、INSTRAW) と協力して、リベリアの国内行動計画の実施指標の改善にあたった。国連人口基金は、ネパール、インドネシアでの国内行動計画策定支援をおこなっている。二〇一〇年十月時点で、国連加盟国一九二カ国中二三カ国で国内行動計画が策定されているが、計画を実施にうつすための資金の確保が課題とされており、計画実施へのコミットメントが十分ではない状況が存在する。<sup>27)</sup>

また、規範に関しては様々なガイドブックや指針が策定されており、特に二〇一〇年に入ってからいくつかのハンドブックや指針が発行された。平和維持局とフィールド支援局は「平和維持活動に携わる国連軍の活動へのジェンダー視点導入ガイドライン」を策定した (*ibid.*, para.63)。平和維持派遣団は、一三二五号決議実施の一環として、ジェンダーに配慮した憲法改正支援 (アフガニスタン、ブルンジ) や選挙人登録と女性候補者擁立支援 (アフガニスタン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ハイチ、リベリア、東チモール) をおこなってきた。平和維持局は、女性の権利を擁護する法整備支援にも取り組んできており、コンゴ民主共和国における性的暴力に関する法律、リベリアにおけるレイプ法、東チモールにおける家庭内暴力法、シエラレオネにおける相続法等の法整備を支援してきた。また、リベリア、シエラレオネ、東チモールでは、性的およびジェンダーに基づく暴力に対応するための特別ユニットを警察に創設することを支援した (*ibid.*, para.70)。

このように、様々な活動が積み重ねられてきてはいるのだが、報告書は、それらの活動に明確な方向性と時間を区切った目標が設けられておらず、そのために十分な説明責任を果たすまでの成果は上げていないと結論づけている。そして、女性と少女のニーズに対応するための努力は向上しているものの、効果についてはまだ不十分な状態であるとしている (*ibid.*, para.72)。

#### 四―二―二 実施モニタリング指標の策定―課題の克服に向けて

こうした状況を改善するために、安保理が、決議一八八九号のパラグラフ一七のなかで、六ヶ月以内に安保理に提出するよう事務総長に要求

したのが、一三二五号決議の実施状況を監視するためのモニタリング指標である。二〇一〇年四月の事務総長報告のなかで提示された二六項目から成る指標案を経て、決議後一〇年間を検証する国連事務総長報告「女性と平和・安全保障」において、確定した指標が紹介されている。

指標は、「予防」「参加」「保護」「救援・復興」の四分野における一八の目標と二六の指標から構成されている（指標については資料を参照）。指標の三分の一は質的指標であり、その多くは既に存在する文書から収集可能なもの、三分の一は量的指標であり様々な資料や報告書から集められるべきもの、残りがミレニアム開発目標データベース等、既存のシステムからのデータを用いるものになっている。二つの指標については調査の実施が必要になる（*ibid.*, para.118）。

全システム行動計画が想定された効果を生まなかった経験を踏まえ、調整がとれた一貫性のあるアプローチが取れなかったことが一三二五号決議の実施を阻んだ重要な要因であるとの認識に立って開発されたのが実施モニタリング指標であり、今後一〇年間にわたる決議の実施を促進するためのツールとなることが期待されている。安保理は、事務総長に対し、この指標を土台にして、今後一〇年間にわたる一三二五号決議の実施を促進するための包括的枠組を策定し、次回の安保理への年次報告書に盛り込むよう求めており、そして、その包括的枠組に基づいて、決議の実施を推進するための大臣級会合を五年ごとに開く用意があることを表明している。加えて、まだ国内行動計画を策定していない加盟国に対しては同計画を早急に策定するよう要請し、一三二五号決議実施の進捗状況を検証するためのワーキンググループを設置する意思を表明している（*ibid.*, para.131）。

実施モニタリング指標と包括的枠組は、必要な情報を適切な方法で集約するフォーマットに欠けていたという全システム行動計画の欠点を補おうとするものであるが、新しい試みが成果を上げるには、活動についての情報を集約し客観的な評価を共有することを通じて、女性と平和・安全保障の課題についての認識が深まり、積極的に課題に関与し活動に改善を加えていくという姿勢が関係機関と加盟国の間で強化されること  
が、何より必要であり重要になるだろう。

## 五 決議の意義と課題

安保理決議一三二五号は、武力紛争下で女性と少女が経験する様々な被害と影響、なかでもジェンダーに基づく性的暴力の問題が平和の実現



を阻む重大な要因になっており、それに対して国際社会が一体となって取り組む必要性があることを、安保理が明確に規定したという点で大きな意義をもつ決議である。これまで「武力紛争につきもの」であり「どうしようもないもの」と捉えられてきた武力紛争下での性的暴力について、全面的に停止し、加害者を処罰するよう安保理が求めている点は画期的と言える。そして、そうした対応を促進するために、紛争予防から平和構築および復興の全ての過程における女性の意思決定への参加を強調している点も評価に値する。

しかし、決議一〇年後の評価は、事務総長報告を参照するまでもなく、芳しいものではない。報告が述べているように、加盟国、国連機関による取り組みに進展は見られるものの、相互の調整が不十分であるために十分な効果を上げていないのが現状である。そして、様々な活動が一貫性をもった有効な成果につながっていない重要な要因の一つには、安保理のなかで、ジェンダーに関連する問題が占める位置にいまだに大きな変化は起きていないのではないかとという点が挙げられる。事務総長報告においても、「女性と平和・安全保障に関する課題が、安保理の関連議題のなかで常に取り上げられるための方法が確立されていない」ことが決議実施の制約として指摘されている(S/2010/498, para.86)。女性と平和・安全保障にとって懸念が指摘される状況についての情報が定期的に安保理に届けられる状態にもなっておらず、また、課題に対応するためにとるべき行動についての合意もできていない (*ibid.*, para.87)。安保理が情報を得ることが最も困難な分野が紛争下における性的暴力については、これまでではおこなっていない (*ibid.*, para.88)。二〇〇人も三〇〇人もいわれる女性や少女がレイプの犠牲になった二〇一〇年七月のコンゴ民主共和国の事例でも、情報は国連の平和維持派遣団ではなくメディアの報道によってもたらされたという現状がある。

このように、女性と平和・安全保障の課題を扱うための制度的な基盤が整っていないことは、安保理内の委員会の設置状況にも現れているように思われる。安保理は、いくつかの補助的組織 (Subsidiary Bodies) を設置してきているが、「子どもと武力紛争に関するワーキンググループ」は設置されているものの「女性と武力紛争に関するワーキンググループ」は、いまだに設置されていない。<sup>(28)</sup> 決議が安保理内でのジェンダー主流化に結びついているとは言い難いのが現状である。

紛争地域での具体的な活動をおこなっている機関が、国連人口基金、ユニフェム等、元々、ジェンダーの課題に取り組んできた組織に偏っていることも、一三二五号決議がまだ広範な理解と支持を得るまでには至っていない現れであろう。ウィットワース (Whitworth) が指摘するように、「本来のビジネス」では、国連は沈黙する傾向が強いのが現状である。<sup>(29)</sup> また、全システム行動計画の評価からも明らかにしているように、

「計画はあるが予算がない」という状況も、決議の実施を阻んでいる。

このように課題は多いものの、一方で、一〇年間に蓄積された経験や教訓からは、地域レベルにおける平和の実現にとって具体的に有効な知見も生まれてきている。たとえば、女性の警察官が駐留することが、紛争後の性暴力被害への対応に貢献するとのアフリカからの報告はその一例である。女性警察官や女性部隊の駐留が、暴力の被害にあった女性たちへの支援に重要な役割を果たすという経験も様々な場所から報告されている。女性の国連警察官が女性や子どもへの戸別訪問をおこなっている地域からは、「国連警察の女性警察官と話すとはっとする」という報告がおこなわれている。<sup>30)</sup>

一三二五号決議が、今後、効果的に実施されるためには、実施モニタリング指標の活用や、安保理が求めている包括的枠組の策定の行方に加え、「ジェンダー主流化」をさらに牽引する目的で、ジェンダー関連の国連四機関、すなわち、DAW、OSAGI、ユニフェム、INSTRAWを統合し、二〇一一年一月一日に設立されたUN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）が、国連内でどれだけのリーダーシップを発揮できるかという点も重要であると思われる。UN Women のトップである事務局長は、統合前の四機関の長よりもランクが高い事務次長相当職（Under Secretary-General）であり、国連の、より高位の意思決定に参加できる立場であることから、これまでよりも強力にジェンダー主流化を推進できる組織としての活動を期待されている。UN Women は、五つの最重要課題の一つに、「紛争地域における女性と少女の保護」を挙げており、安保理とのより緊密な連携が生まれることを期待したい。

## 六 おわりに

これまで、安保理決議一三二五号の概要に続いて決議採択に至る背景を概観し、採択後一〇年間の成果と課題を明らかにすることによって、国連を中心とした女性と平和・安全保障の課題への取り組みの現状を検討してきた。一三二五号の採択が、紛争下における女性と少女に対する性的暴力の即時停止を国際社会にとつての最重要課題の一つと位置づけ、「寛容と不処罰の歴史」に終止符を打つための強力なツールになったことには疑いが無いものの、順調に成果が生まれているとは言い難い状況がある。合意はできたが一貫性をもち調整がとれた活動がおこなわれていない、あるいは計画はあるが資金がないとの評価は、国連における「ジェンダー主流化」の現状を如実に映し出しているとも言える。

一三二五号とそれに続く三決議は、性的暴力への対応、高位の意思決定への女性の参加とともに、憲法制定、議会選挙、土地改革、資源の配分、地方分権等、紛争後の社会の変容にジェンダーの視点を入れることの重要性を述べている。決議が求めているこうした対応は、戦争や紛争がない状態としての平和を越えた、公正かつ平等で、民主的な社会の構築を通じた平和の必要性をジェンダーの視点から投げかけているものでもある。平和維持活動局の責任者であり国連事務次長のアラン・ルロワが述べているように、「過去十年で平和維持活動局の役割はすっかり変わった」のであり、「平和維持の任務はさらに複雑化し、より広範な課題を扱うようになって」いる。<sup>31)</sup> 今後、決議が十分に実施されるためには、さらに拡がりをもった任務の下で国連の平和維持活動が展開される必要があるだろう。そのことの意味の大きさには疑いがないものの、使命と任務を具体的に実現するためには、関係各機関の誠実なコミットメントに加えて、蓄積された経験と教訓が有益な形で活用されることが重要である。

女性と平和・安全保障の問題については、武力による紛争や介入が、「人権の実現」という大義の下でおこなわれる傾向が強くなっていることとの関連で考えることも重要だと思われる。紛争終結から平和構築への過程は、ジェンダー平等の実現にとって「危機はチャンス」であるのかもしれないが、そもそもそうした危機はどのようにつくりだされたものなのか。イラクにおける大量破壊兵器の存在のように、最終的に確認されなかった大義によって武力紛争が引き起こされたのだとすると、その後の復興にジェンダーの視点を入れることに積極的な意味を見いだせるのだろうか。そして、「民主主義」あるいは「人権」の実現という他国への介入の際の大義に、新たに「ジェンダー」が加わったのだとすると、それは望ましいことなのだろうか。紙幅の関係で丁寧に論じることができなかったこれらの問題については、また改めて検討してみたい。

戦時における暴力なかでも女性と少女に対する性的暴力を平和・安全保障の課題とし、紛争と平和に関わるあらゆるプロセスへの女性の参加の重要性を明らかにした点で決議が果たした役割は大きい。存在していたにもかかわらず課題として考えられていなかったこと、見えていたはずなのに見えないことにしてきたことを、国際社会が一致して取り組むべき課題として規定したことの意義も大きい。現状にも将来にも楽観はできないが、女性——一枚岩ではない多様な女性——の声が紛争予防から平和構築プロセスの高位の意思決定に反映されることにより、国連システム、さらには国際社会全体における平和や安全保障の再定義に結びつく可能性に期待したい。

注

(1) S/2010/498, para.1

(2) 国連人口基金「世界人口白書二〇一〇 紛争・危機からの再生—女性はいま—」(財)家族計画国際協力財団、二〇一〇年。

- (3) 二二六一号は、武力紛争下で、一五歳以下の子どもが兵士として紛争に参加することや、子どもが殺害や性的暴力の対象になることを非難する決議であり、パラグラフ一〇で、武力紛争当事者に対し、ジェンダーに基づく暴力、なかでも少女に対するレイプや他の性的虐待から子どもを保護するよう求めている (S/RES/1261)。
- (4) 二二六五号は、武力紛争において故意に民間人を標的とすることを非難し、加盟国に国際人道法、国際人権法、難民条約の遵守を求めるとともに、人道に対する罪の加害者に対する処罰を求めている。パラグラフ一三で、女性と子どもを含む注意を必要とするグループに対する特別な保護や支援の提供を、和平・平和維持・平和構築活動に含むことの重要性を指摘している。そして、パラグラフ一四で、和平・平和維持・平和構築に従事する国連職員に対し、子どもとジェンダー関連の規定を含む国際人道法、国際人権法、難民条約についての適切な研修を提供するよう、事務総長に要求している (S/RES/1265)。
- (5) 二二九六号は、民間人が武力紛争の被害者の大部分を占めることを憂慮し、パラグラフ九で、女性、子どもや他の脆弱なグループへの影響をはじめとする、武力紛争が民間人に及ぼす被害への重大な懸念を再確認し、パラグラフ一〇では、基本的な社会サービスが安全にすべての人に提供されるために、女性、子どもや他の脆弱なグループの保護と支援をおこなうよう特別な措置を講ずることを紛争当事者に求めている (S/RES/1296)。
- (6) 二二一四号は、二二六一号同様、武力紛争において子どもが標的とされることを非難し、武力紛争への子どもとの関与に関する児童の権利条約選択議定書の批准を求めている。パラグラフ一三で、武力紛争の影響を被った少女の特別なニーズと彼女たちに固有の脆弱性に配慮することの重要性を強調している。一家の生計を支えることを余儀なくされていたり、孤児であったり、性的虐待を受けたり、戦闘員として戦闘に参加していた少女が例として挙げられている。さらに、パラグラフ一六では、武力紛争下で暮らす子どもへの保護に取り組み地域的組織に対し、あらゆる政策やプログラムにジェンダー視点を組み入れるよう求めている (S/RES/1314)。
- (7) 「平和は男女の平等と分かちがたく結びついている」と題する声明で、平和と安全保障の維持と推進には、権力の構造に女性が平等なアクセスを保障され、十分に参加し、紛争の予防と解決に向けたあらゆる努力に女性が十分に関わることが重要であることを確認している。紛争下での女性に対する暴力の被害は、あらゆる年代の女性にわたっており、女性は難民や国内避難民の多数を占める。また、安全保障と平和の維持に平等な役割を果たすために、あらゆるレベルの意思決定に女性が参加することが重要であるとし、武力紛争下で地域社会が崩壊している場合に、社会秩序を維持するために、そして家庭や地域で平和の文化を創造するために女性の役割が重要であることを指摘している。さらに、ジェンダーに基づく人権侵害を起こさないよう要請し、国際刑事裁判所ローマ規程に、あらゆる形態の性的暴力が戦争犯罪として加わったことを歓迎し、国際人道法の重大な侵害に責任を負うものを処罰する義務について述べている。
- (8) 一九九五年の第四回世界女性会議で採択された北京宣言では、パラグラフ一八で、平和が達成可能であり、それがあらゆるレベルにおける指導性、紛争解決および永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と固く結びついていることが述べられている (内閣府日本語訳による)。
- (9) 北京行動綱領における二二の重大問題領域の一つが「女性と武力紛争」であり、行動綱領のパラグラフ三一から四九にわたって戦略目標と行動が述べられている。
- (10) 同文書は、北京行動綱領の各重大問題領域について、成果と課題を述べているが、「女性と武力紛争」について、成果として挙げているのは以下の諸点である。すなわち、武力紛争が男女に与える異なる影響や女性に対する犯罪の責任者を処罰することへの認識の高まり、旧ユーゴとルワンダにおける国際戦犯法廷、武力紛争下におけるレイプをはじめとする性的暴力を戦争犯罪と定めた国際刑事裁判所犯罪規程のパラグラフ九、ジェンダーに基づく迫害 (persecution) がいくつかの国で難民認定の根拠として認められるようになっていくこと。課題としては、意思決定に関わる女性の少なさ、平和維持から国家の再建に至るプロセスにおけるジェンダー配慮の欠如、職員への研修、軍事費への多大な支出や経済制裁が社会経済に与える影響、組織的なレイプや強制妊娠を含む女性と少女に対する暴力の増加等が指摘されている。
- (11) ウィントフーク宣言とナミビア行動計画は、ナミビアの早期独立に向け、事務総長特別代表を補佐するために一九八九年に設置された国連ナミビア独立支援グループ (United Nations Transitional Assistance Group: UNTAG) の一〇周年にあたり、二〇〇〇年五月に採択された文書。ウィントフーク宣言では、国連の平和維持活動が、従来の意味を越え、多面的な平和支援へと変化してきているが、女性はそのなかで十分に役割を果たしておらず、平和支援活動が効果的におこなわれるためにはジェンダー平等の原則が活動のあらゆるレベルで保障され、平和維持から政治的安定に至るすべてのプロセスに女性と男性が平等に参加するべきであることを確認している。

そのための具体的活動として示されたのがナミビア行動計画であり、多面的平和支援の「停戦・和平合意推進のための交渉」「任務」「リーダー」「派遣団の計画・構造・資源」「人材の登用」「研修」「手続」「モニタリング・評価・説明責任」「啓発」の八分野におけるジェンダー主流化についての具体的な行動が示されている。「モニタリング・評価・説明責任」の一項目で、各平和支援活動における政策と活動へのジェンダー主流化の進捗状況について、独立した外部専門家による定期的な評価がおこなわれるべきとしており、その最初の事例として東チモールとコンボが挙げられている。

- (12) abella三機関と国連女性調査訓練研修所 (International Research and Training Institute for the Advancement of Women: INSTRAW) は、その後、統合された二〇〇一年一月一日より「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」たの国連機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称 UN Women) にあつた活動につながる。
- (13) Whitworth, Sandra, *Men, Militarism & UN Peacekeeping*, Lynne Rienner Publishers, Inc., Boulder, 2004, p.121.
- (14) Carol Cohn quoted in *ibid.*, p.122.
- (15) これとの関連で、象徴的な事例として、カンボジアの復興プロセスに関わった国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) の駐留が、地域における性産業の興隆につながったこと、及び、それを国連や女性団体から指摘された際に、UNTAAC代表が発した言葉「Boys will be boys」を指摘できるだろう。詳細については、Whitworth, *supra* note 13, p.13.
- (16) Jain, Devaki, *Women, Development and the UN: A Sixty-Year Quest for Equality and Justice*, Indiana University Press, Indianapolis, 2005, p.121.
- (17) *ibid.*
- (18) *ibid.*
- (19) *ibid.*
- (20) スリランカ出身の Radhika Coomaraswamy (一九九四年～二〇〇三年)、トルコ出身の Yakın Ertürk (二〇〇三年～二〇〇九年) に続き、二〇〇九年八月以来、南アフリカ出身の Rashida Manjoo が報告者を務めている。
- (21) 米国出身の Gay McDougall が務めた。
- (22) 両報告とも、日本軍が関与した従軍慰安婦の問題に多くのページを割いている。
- (23) Whitworth, *supra* note 13, p.129-130. 同書は、様々な制約により、ジェンダー・ユニットが期待された成果を上げなかったことにも触れている。
- (24) United Nations Integrated Office of Burundi, UN Mission in the Central African Republic and Chad, UN Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of Congo, MINUSTAH, UN Assistance Mission in Iraq, UN Special Coordinator for Lebanon, UNMIL, UN Mission in the Sudan
- (25) スウェーデン出身の、元スウェーデン警察本部長 (Police Commissioner) の Ann-Marie Öster (国連人口基金、前掲書 (注2) 七九頁)。
- (26) オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、チリ、コートジボワール、デンマーク、コンゴ民主共和国、フィリピン、アイスランド、リベリア、オランダ、ネパール、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、ルワンダ、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、スイス、ウガンダ、英国であり、地理的な内訳は、欧州一三カ国、アフリカ六カ国、アジア二カ国、米州二カ国となっている。
- (27) 日本は、二〇〇一年三月末現在、国内行動計画を策定していない。日本が国内行動計画を策定する意義との関連でフィリピンにおける国内行動計画策定過程を論じた論考として、橋本ヒロ子「フィリピン」安保理決議一三三二五及び一八二〇実施のための女性・平和・安全保障国内行動計画「策定過程及び日本へのインプリケーション」辻村みよ子他編『アジアにおけるジェンダー平等政策と政治参画』東北大学出版会、二〇一一年刊行予定。
- (28) 事務総長報告では、設置の意思が表明されている (S/2010/498, para.131)。

(29) Whitworth, *supra* note 13, p.123.

(30) 前掲書（注2）、二二—二四頁。一方で、同白書は、そうした任務について、先進国あるいは西欧志向の国から派遣された国連女性警察官のなかには「女の仕事をすることを好まない気持ちがあることを紹介している（前掲書（注2）、二三頁）。女性の課題とニーズについての認識と、それらに対応することの重要性についての理解が、軍隊や警察のなかで「主流化」されてはいない現状が何え、また「ジェンダー平等」の中味に関する認識の違いを浮き彫りにしているようで、非常に興味深い。

(31) 前掲書（注2）、七九頁

資料

安保理決議 1325号の実施モニタリングのための総合的指標

I. 予防

目標：女性に対するあらゆる形態の暴力、なかでも性的暴力とジェンダーに基づく暴力を予防すること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明		4決議の関連パラグラフ				
				1325	1820	1888	1889	1899	1899	
1 (a)	量的(方法論的開発を必要とする調査)	性的暴力の発生頻度 責任：加盟国	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域人口に対する性的暴力の被害を経験した人数の割合</li> <li>性的暴力の定義はローマ規程による</li> <li>発生件数の急激な増加は国際人道法に違反する状況が起きていることを示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 紛争の性質と軍事的／政治的目的をもった性的暴力の存在</li> <li>(b) 調査にあたっての倫理的配慮と守秘義務の保障</li> <li>(c) 同じ被害者への攻撃の有無と頻度</li> </ul>	9.10	1.2, 3.4	1.2, 3.24	2		
1 (b)	質的(フォーカストに沿った報告)	紛争下および紛争後における性的暴力の機相 責任：紛争下における性的暴力に関する事務局長特別代表事務所(OSRSG-SVC) <sup>注</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目に関する報告書</li> <li>暴力の種類</li> <li>加害者についての情報</li> <li>被害を受けている人たちについての情報(民族・居住地・年齢)</li> <li>攻撃の意図・加害者の性質・被害の大きさに関する情報により、個別の犯罪が組織的な戦術かの違いが明らかになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 紛争の性質と軍事的／政治的目的をもった性的暴力の存在</li> <li>(b) 警察や司法が効果的に機能し、不処罰を是正し抑止力を発揮できているかどうか</li> <li>(c) 暴力の発生場所や被害者の民族・年齢等に関する情報</li> </ul>						

注：Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

目標：紛争中、停戦中、和平交渉中および紛争後における女性と少女の権利侵害を監視し、報告し、それらに対応するための機能的システムを整備すること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明		4決議の関連パラグラフ				
				1325	1820	1888	1889	1899	1899	
2	質的(記述等の内容分析)	国連の平和維持軍や政治派遣団が安保理への定期的報告のなかで女性と少女への人権侵害に関する情報をどの程度入れているか 責任：国連政治局・平和維持局・UN Women	報告の提言に関する章のなかの施策についての記述(提案された施策と実施された施策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 報告されている状況についての記述と報告が扱っている範囲についての記述</li> <li>(b) 状況分析と提言との関連</li> <li>(c) 過去の提言がどの程度実施されたか</li> <li>(d) ジェンダー・アトバイザーの報告がどの程度、公式の報告に反映されたか</li> </ul>	5.17	15	24, 25	5		
3 (a)	質的(フォーカストに沿った報告)	女性と少女への人権侵害が人権機関によって報告、言及、調査された度合い 責任：人権高等弁務官事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に関する報告</li> <li>報告、言及、調査された事例の数と種類</li> <li>侵害に対応して実施/提言された行動</li> <li>人権機関とは：</li> <li>各条約体 (CEDAW, CRC, CERD, HCR, CESCR)</li> <li>人権理事会の苦情処理を含む特別手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 国連人権メカニズムによる評価</li> <li>(b) 女性団体による人権機関への情報提供</li> </ul>	9.11	4	6.7, 8 (a)	3		

3 (b)	量的 (フオーメット) に沿った報告	国内人権機関における女性の数と割合 責任：人権高等弁務官事務所	国内人権機関委員に占める女性委員の割合 国内人権機関に占める女性長官の割合 委員とは委員長あるいは委員会委員 ・長官とは国内機関の長 ・国内人権機関とは総会議 48/134 で定義されている独立機関 ・パリ原則 (1994 年) に、その地位、独立性、作業方法が規定されている	(a) 国内人権機関を調整する国際・地域機関からの評価 (b) 国内人権機関が女性の権利の問題にどの程度対応しているか	1.2 8	4.12	16	1
-------	--------------------	------------------------------------	---	--	----------	------	----	---

目標：国際的、国内的、あるいは非政府の安全保障組織が、国際基準に沿って女性と少女の権利侵害に対応すること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連パラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
4	量的 (フオーメット) に沿った報告	報告された性的搾取や虐待のなかの、平和維持に携わる軍人・文民警察官あるいは人道ワーカーが加害者であった事例の割合 責任：平和維持局、国連人材管理室	平和維持軍が報告した事例に占める平和維持要員が加害者であった事例の割合 平和維持に携わる文民警察官が報告した事例に占める文民警察官が加害者であった事例の割合 人道ワーカーが報告した事例に占める人道ワーカーが加害者であった事例の割合 ・事例の数は性的暴力や虐待の報告件数 ・性的搾取と虐待の定義は、事務総長通達 ST/SG/GB/2003/13 による	(a) 啓発キャンペーンの効果、通報方法の改善、関係機関の信頼性の向上、対応の迅速性等、被害者からの報告から読みとれる変化 (b) 予防措置 (平和維持要員への研修、民間人との接触の制限等) の効果の程度	8	7.8	7.20 21	1889
5 (a)	質的 (記述等) の内容分析	平和維持派遣国の軍事部門の長と警察部門の長が、どの程度、女性と少女の人權を保護する方策が入っているか 責任：平和維持局	以下に関する報告 ・女性と少女の安全を脅かす状況についての分析 ・方策の種類 (予防、影響軽減、総合的方策) に関し、提言された方策と実施された方策	(a) 安全を脅かす状況に注意を促す記述 (b) ジェンダーへの言及がないことに関する説明 (たとえば民間人の保護とは関連のない事柄について述べる際に)	5.6	8.9	11.12	7.8
5 (b)	質的 (記述等) の内容分析	女性と少女の人權を保護する方策が、どの程度、国家の安全保障政策に入っているか 責任：加盟国	以下についてのジェンダーの観点からの報告 ・文書の種類 ・女性と少女の安全を脅かす状況についての分析 ・方策の種類					



目標：女性と少女の特別なニーズに対応する対策が早期警報システムと紛争防止メカニズムに含まれ、その実施が監視されること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4 決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
6	質的（記述等 の内容分析）	1325号決議に関連して安 理がとった行動の数と 責任：UN Women、政治 局	以下に関する報告 ・行動の数 ・行動の種類：取り調べの要請、特別なメカニズムの設置、 平和維持活動の発令、制裁発動、武力行使の許可、国際法廷 の設置、国際刑事裁判所への通報 ・文書の種類（決議、議長声明）	(a) 報告された状況と行動の範囲に ついての記述 (b) 幅広い状況分析	14,18	1,5, 16	10,29	18,20
7	量的（フオー キャストに沿っ た報告）	紛争予防に携わる地域機 関の上級職に占める女性 の数と割合 責任：UN Women、政治 局	上級職員に占める女性上級職の割合 ・上級職：地域機関の役員会や執行理事会のメンバー ・地域機関の定義は、総会決議 55/285 による 予防外交における地域機関の役割の重要性に鑑みた、紛争予 防における女性の関与を示す代理的指標	女性リーダーが取り上げる課題	1,2	7	16	1

II. 参加

目標：紛争の予防・管理・解決に関連する意思決定の過程に女性と女性の関心を含むこと

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4 決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
8	質的（記述等 の内容分析）	女性と少女の安全と地位 を向上させるための特別 な条項を含む、和平合意の 割合 責任：政治局	和平合意に最も良く含まれる 10 の分野でジェンターの課題が どのように扱われているかについての報告 ・包括的合意 ・他の合意 和平合意：暴力を伴う紛争に、より建設的に対応するために、 紛争を終結あるいは大きな変化をもたらすために結ばれる契約	(a) ジェンターの課題の扱いを示す 記述 (b) ジェンターの課題に関する指針 の存在と活用 (c) 交渉に参加する派遣団、調停者 と女性団体/オプサーバーとの間 での協議の回数と頻度	8,16	12	17	1

目標：平和と安全保障に関連する国連および他の国際派遣団に加わる女性代表の数が増え、意味のある参加をおこなうこと

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4 決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
9	量的（フオー キャストに沿っ た報告）	国連の現地派遣団職員に 占める女性上級職員の割 合 責任：国連システム	国連の上級職員に占める女性上級職員の割合 ・上級：P5 以上の指導的立場 ・現地派遣団：平和維持派遣団と特別政治派遣団 ・軍人と文民要員や他のスタッフを分けて集計 平等な参加は普遍的・不可譲・不可分の人権であるという認 識に基づいた、高位の意思決定において女性のニーズや関心 が反映される程度についての代理的指標	派遣団の女性上級職員がジェンター 平等の課題を取り上げられるかどう かについての評価	3,4, 5	19	4	

10	量的(フオーキャストに沿った報告)	上級レベルのジェンダー専門家が存在する派遣団の割合 責任：国連システム(人材管理室)	派遣団数に占める上級レベルのジェンダー専門家が存在する派遣団の割合 ・上級：P5以上の指導的立場 ・派遣団：平和維持派遣団および特別政治派遣団が駐在する全ての現地事務所 ・軍人と文民要員や他のスタッフを分けて集計	5	12						(a) P5レベルのジェンダー・アドバイザーが不在の場合は、駐在しているジェンダー専門家の地位(P4あるいはそれ以下)を明記 (b) ジェンダーの専門性が不足していることの説明(派遣団の規模の小ささや契約更新を理由とする一時的な不在等)

目標：公式・非公式の和平交渉と平和構築プロセスに加わる女性代表の数が増え、意味のある参加をおこなうこと

11 (a)	量的(フオーキャストに沿った報告)	公式の和平交渉に参加する調停者、交渉者、専門家に占める女性の割合 責任：政治局	全調停者に占める女性調停者の割合 交渉団への参加者に占める女性専門家の割合 調停に関わる全専門家に占める女性専門家の割合 公式の和平交渉：第三者の技術的支援を得て紛争を終結させるために二者あるいはそれ以上の当事者がおこなう交渉。2ヶ月かそれ以上に及ぶ交渉もある。	(a) 女性が、派遣団の長であるか、派遣団の多数を構成するか少数であるか、全ての会合に出席しているか、男性派遣団員と同様な頻度で発言しているかどうか等による女性の相対的影響 (b) 女性の交渉者が取り上げた課題についての説明と分析 (c) 調停チームあるいは交渉派遣団におけるジェンダー・アドバイザーの存在	2	12	16	1			
11 (b)	質的(フオーキャストに沿った報告)	公式の和平交渉開始時および終結時における公式のオプサーバー資格での女性の参加 責任：政治局	女性または女性団体(草の根あるいは連合体を含む市民団体)の代表についての以下のような報告 ・どのような代表か ・和平交渉の種類 ・公式のオプサーバー資格が与えられた際の和平プロセスの段階 和平交渉にあたる人たちが全プロセスにわたって女性の関与を推進しているかどうかについての代理的指標	(a) 女性がオプサーバー資格を与えられた和平プロセスの段階についての評価 (b) 女性や女性団体の参加の妨げとなるバリエーション、暴力、費用負担の可能性の有無とそれらを軽減するための努力	2	12	16	1			

目標：市民、選出された行政官、意思決定者として国家および地方の統治に加わる女性代表の数が増え、意味のある参加をおこなうこと

12 (a)	量的(フオーキャストに沿った報告)	国会議員あるいは大臣としての女性の政治参加/加盟国	国会議員に占める女性の割合 ・大臣に占める女性の割合 それ自体で重要な指標であると同時に、国家の意思決定にジェンダー平等の課題が反映されているかどうかを判断する代理的指標	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連パラグラフ						
					1	12	1888	1889			
				付け加えられるべき説明	1325	1820	1888	1889			

12 (b)	量的 (フナー ネットに沿っ た報告)	投票者および候補者とし ての女性の政治参加 責任：加盟国	・選挙人登録者に占める女性の割合 ・投票者に占める女性の割合 ・国会議員候補者に占める女性の割合					
--------	---------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

目標：紛争および女性と少女の人権侵害を予防・管理・解決し、対応する活動に参加する女性と女性団体の数が増えること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明		4決議の関連バラグラフ				
				ジェンダーの課題が取り上げられな かった事例についての説明		1325	1820	1888	1889	
13	質的 (記述等 の内容分析)	安保理派遣国が業務指示 書あるいは派遣団報告の なかで女性と少女に影響 を与える特別な課題をど の程度扱っているか 責任：UN Women、政治 局	以下についての報告 ・女性と少女の課題とニーズという観点から業務指示書と派遣 団報告に含まれているかどうか ・女性団体との協議および話し合われた課題 ・女性の状況を改善するための提言			15		14		

### III. 保護

目標：安全、女性と少女の身体的・精神的健康、経済的安定が保障され、彼女たちの人権が尊重されること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明		4決議の関連バラグラフ				
				(a) 異なる社会グループ (国内避難 民、異なる年齢層、民族) が不安を 深めたように認識しているか、脅威が 深刻になった際に認識に違いが現れ るか (b) 地域社会に対する安全上の脅威 についての意識および現実の傾向 についての全般的な変化と傾向		1325	1820	1888	1889	
14	量的 (方法論 的開発を必要 とする調査)	女性と少女の身体的安全 を示す指数 責任：加盟国	以下の3点についての調査に基づく指標 ・身体的安全についての女性の意識 (場所および時間別) ・女性と少女の公的生活に参加する能力がどのような影響を 受けてきたかを測る代理変数 ・女性と少女の通常の活動がどのような影響を受けてきたか を測る代理変数 この指標は、各国間の比較を可能にするものではないが、各 国における進展を明らかにすることができる			9,11		1,5		6,10

目標：国際的な基準に沿って、女性と少女の政治的・経済的・社会的・文化的権利が保護され、国内法により履行されること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明		4決議の関連バラグラフ				
				(a) 法律の改善が普遍的に起こりう るのか、あるいは体系的な例外が存在 するのか (b) 法律の改善が、新しい法律を实 施するための司法セクターの能力強 化と一体になっているか		1325	1820	1888	1889	
15	質的 (記述等 の内容分析)	女性と少女の人権を保護 する国内法がどの程度、 国際基準と合致している か 責任：加盟国	以下に関する報告 ・相続権 ・性的およびジェンダーに基づく暴力 ・婚姻に関連する権利 ・法律の条項が国際基準に合致しているかどうかを判断するた めの手引きを作成する必要がある			7,9		4		3,6, 7,8 2,3, 10

目標：女性と少女の身体的安全を強化するための機能的メカニズムと構造が整備されること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
16	量的（フナー レポートに沿っ た報告）	司法、安全保障、外交分野における女性の参加の 責任：加盟国	それぞれの分野における総雇用者数に占める女性雇用者の割合・地位と年令別 それ自体で重要な指標であると同時に、司法、安全保障、外交分野が女性の関心をどの程度、反映しているかの代理的指標	(a) 要件を満たす女性が参入し働き つづけるための支援は適切か (b) 特別な業務、特別な職階に女性 が集中しているかどうか (c) 女性の存在がジェンダーの課題 への対応につながっているか	1	12	1888	1889
17	質的（フナー レポートに沿っ た報告）	非合法の小型武器・軽火 器を規制する国家的メカ ニズムの存在 責任：加盟国	以下に関する報告 ・小型武器・軽火器に関する政府の調整省庁あるいは中心的 担当部署の存在 ・小型武器・軽火器の所持と授受に関する記録 「小型武器・軽火器の不正取引を予防・摘発・根絶するための 行動計画（ACONF19215）」で収集された情報を活用 紛争下での身体の安全を測る代理的指標。紛争下では小型武器 ・軽火器が拡散し、しばしば女性に脅威を与えるために使用 される。	(a) (可能であれば) 非合法の武器 の拡散および、そのことと女性に 対する暴力との関係についての報告 (b) 政府の調整機関が最低限の基準 の遵守を厳密におこなっているかの 評価とその記録	8			6.10

目標：危機にさらされた女性と少女が生計支援サービスへのアクセスを有すること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
18	量的（フナー レポートに沿っ た報告）	早期経済復興計画として 提供される一時的雇用か ら女性と少女が恩恵（受け 銭換算した推計）を受け る割合 責任：国連機関	一時的雇用で支払われる総賃金に占める女性と少女が受け取る 賃金の割合 ・一時的雇用の賃金に限定。計画の運営管理にかかる費用は 含まない。 ・国連機関が運営するプログラムに関する情報	(a) 一時的雇用の種類（雇用食糧交 換プログラム等）、規模（雇用者数）、 場所（都市部／農村部） (b) 女性が応募しやすく働きやすい 状況か（保育サービスの有無や身体 的暴力からの保護等） (c) 女性雇用の割合	9			8.9

目標：権利を侵害された女性が司法システムにアクセスできること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて 付け加えられるべき説明	4決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
19	量的（フナー レポートに沿っ た報告）	女性と少女に対する性的 およびジェンダーに基づく 暴力のうち通報、捜査、 件数の割合 責任：加盟国	通報された件数に占める捜査された件数の割合 捜査された件数に占める判決が言渡された件数の割合 ・件数：女性と少女に対する性的およびジェンダーに基づく 暴力の件数 捜査および刑の宣告がおこなわれた事例の割合の増加は、事 例の増加であるよりも警察や司法サービスの改善の結果であ る場合が多い。	(a) 通報件数が変化した理由 (b) 捜査および訴訟事例の割合が変 化（増加・減少）した理由	8,11	3	6,7, 8(a), 17	10

20	量的 (フナーメントに沿った報告)	性的およびジェンダーに基づく暴力の事例を扱うために安全保障・司法機関の意思決定に携わるレベルの職員に対して提供された一人あたりの研修時間数 責任：加盟国	意思決定に携わるレベルの職員数に対する、それらの職員に対して提供された研修時間数が占める割合 ・研修時間数：全研修時間 (職員数×1研修毎の時間数×研修数) ・安全保障機関：警察、軍隊、情報機関、国境警備隊、裁判所、刑事制度	(a) 研修内容 (b) 部署や担当に対する研修の制限の有無 (脆弱な人々を担当する部署か全部者か等) (c) 他のトピックについての研修時間数	6.7 3.4, 6 19,20	4
----	-------------------	---	--	--	---------------------------	---

IV. 救援と復興

目標：紛争下と紛争後において、女性と少女に固有のリプロダクティブ・ヘルスに関するニーズが満たされること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
21 (a)	量的 (情報システム)	妊娠死亡率率 責任：国連システム、加盟国	総出産数に占める母親の死亡数 (出産10万件あたり) 妊娠死亡率率は、基礎教育、農村部における移動手段、産前検診、緊急産科サービス等、女性と少女への公的サービスの質を反映する指標	(a) 女性と少女に対し、特に農村部において提供されるサービスの種類と質の変化についての評価 (b) 妊娠死亡率に対処するためのサービスを女性が受けられない要因	8.9	13	13	10
21 (b)	量的 (情報システム)	初等教育と中等教育の性別純就学率 責任：国連システム、加盟国	全児童数に占める初等教育就学者数の割合 全児童数に占める中等教育就学者数の割合 ・児童数：当該就学年齢の児童数 (各就学レベル) ・性別ブレイク 21 (a) と 21 (b) は、基礎サービスの立案、財政支出、実施において女性と少女に特有のニーズへの対応がどの程度おこなわれているかを示す代理的指標		9			11

目標：救援、早期復興、経済的復興の過程で、女性と少女、そのなかでも脆弱性を抱えたグループ (国内避難民、性的暴力・ジェンダーに基づく暴力の被害者、元戦闘員、難民、帰還民等) のニーズへの対応がおこなわれること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連バラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
22 (a)	量的 (記述等の内容分析)	戦略的計画枠組のなかでジェンダー平等の課題を扱う指標に向けられている予算の割合 責任：平和構築支援室、UN Women	予算総額に占めるジェンダー平等の課題を扱う指標に充てられている予算の割合 予算総額に占めるジェンダー平等に関する目標に充てられている予算の割合	(a) 計画プロセスでジェンダー平等の課題を扱うことの困難さ (b) 分野によるジェンダー平等の扱いの違い	8 (a)	8.9 22	10	

22 (b)	量的 (記述等)の内容分析)	戦略的計画枠組のなかでジェンダー平等の課題を扱う目標に向けられている予算の割合 責任：平和構築支援室、UN Women	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等：内容分析により把握</li> <li>・指標：目標／結果に応じて設定あるいはテーマ別分野に沿って設定</li> <li>・目標：場合によっては目的または結果</li> <li>・戦略的計画枠組には事務総長報告 (S/2010/L73) のリストを含む</li> <li>・テーマ別分野別に情報を整理</li> </ul>						
23 (a)	量的 (情報システム)	市民団体に支出された資金総額に占めるジェンダー平等の課題に対応するために支出された資金の割合 責任：国連機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体に支出された資金総額に占めるジェンダーの課題に取り組みするための資金の割合</li> <li>・資金：支出資金総額 (プログラムへの資金のみ)</li> <li>・市民団体：国内および国際団体</li> <li>・ジェンダーの課題：国連機関の支出確認システム (ジェンダー予算ワーカー等) の定義による</li> <li>・可能な場合は国連機関の支出確認システムの情報を利用</li> </ul>	(a) ジェンダー平等／女性のエンパワメントの優先度がセクターのように異なるかの分析 (b) 女性団体からの資金申請の採択率の変化とその理由 (c) ジェンダー平等の課題への支出の改善に影響を与える要因の分析	8	13	13	1,8, 9,14	
23 (b)	量的 (情報システム)	ジェンダー平等の課題に対応するために支出された資金総額に占めるジェンダーの課題に取り組み市民団体が受け取る資金の割合 責任：国連機関 (支出確認システム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーの課題に対応するために支出された資金総額に占めるジェンダーの課題に取り組み市民団体が受け取る資金の割合</li> <li>・可能な場合は国連機関の支出確認システムの情報を利用</li> </ul>						
24 (a)	量的 (情報システム)	多国間信託基金 (MDTRF) <sup>19</sup> への拠出金に占めるジェンダー平等の課題への拠出金の割合 責任：国連機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多国間信託基金への拠出 (プログラム向けのみ) に占めるジェンダーの課題に向けられる拠出 (プログラム向けのみ) の割合</li> <li>・復興と平和構築に関連する多国間信託基金とプログラムに関する指標：ジェンダー予算ワーカーシステムの実施に基づいた報告</li> <li>・可能な場合は国連機関の支出確認システムの情報を利用</li> </ul>		8	13	22	9, 19 (b), 19 (d)	
24 (b)	量的 (情報システム)	国連システムがジェンダー平等の課題に対応するために支出する資金の割合 責任：国連機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出総額 (プログラムのみ) に占めるジェンダーの課題に支出される国連資金 (プログラムのみ) の割合</li> <li>・23と24は、復興と平和構築への拠出のなかで、女性のエンパワメントとジェンダー平等に向けられる相対的優先度の指標</li> <li>・可能な場合は国連機関の支出確認システムの情報を利用</li> </ul>						

注：Multi-Donor Trust Fund

目標：紛争後の諸制度と暫定的司法制度、和解、復興のプロセスがジェンダーに配慮したものになること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連パラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
25	質的（記述等の内容分析）	真実和解委員会の規程に、女性と少女の権利と参加に関連する規定がどの程度、入っているか 責任：人権高等弁務官事務所、UN Women	以下に関する報告 ・任務・役割： ・女性との協議および意見聴取 ・ジェンダー・ユニットの設置 ・女性の参加、証言者保護、心理的社会的支援に関する規定 ・女性と少女を対象にした啓発キャンペーン 成果についての報告： ・真実和解委員会の女性委員と女性職員 ・女性の証言者の採用 ・ジェンダー平等に関連する提言 ・ジェンダーに関連する章	(a) ジェンダーの課題に関する記述が、成果報告の特定の章に限られているのか、全体に反映されているのか (b) 女性と少女の関与の度合い (c) 戦時における権利侵害のパターンに鑑みて、女性と少女の権利侵害への対応が、どの程度おこなわれているか				

目標：武装解除・動員解除・再統合および安全保障セクターの改革プログラムが、安全保障に関連する活動に携わる女性、元戦闘員、武装グループと関係がある女性や少女に固有のニーズに対応すること

番号	指標の性質	課題と指標収集の主体	内容	状況に応じて付け加えられるべき説明	4 決議の関連パラグラフ			
					1325	1820	1888	1889
26 (a)	量的（フナーメントに沿った報告）	帰還プログラムの恩恵（貨幣換算の推計値）が、女性と少女にどの程度、届いているか 責任：国連プログラム	帰還支援全体に占める女性と少女が受け取った支援の割合 ・支援/恩恵：提供された支援の推計貨幣換算値 ・貨幣換算は、実際に提供された支援に限定。運営管理費は含まない。 ・情報は国連機関が運営するプログラムに限定	(a) 帰還あるいは武装解除・動員解除・社会復帰プログラムの対象から女性と少女が排除されないための努力 (b) どのような基準で支援対象者が選ばれるかについての説明				
26 (b)	量的（フナーメントに沿った報告）	武装解除・動員解除・社会復帰プログラムの恩恵（貨幣換算の推計値）が、女性と少女にどの程度、届いているか 責任：国連プログラム	武装解除・動員解除・社会復帰支援全体に占める女性と少女が受け取った支援の割合 ・情報は国連機関が運営するプログラムに限定		8,13	10	17	13